

元気アップ教室開催のお知らせ～プールコース～

水中ウォーキングやジョギング、水中での体操等を習得します。回数を重ねるごとに強度をつけ、体を動かしていきます。

開催期間：平成19年10月～12月の毎週火曜日（祝祭日を除く）

場 所：岸本温泉ゆうあいパル内プール

時 間：毎回 午前10時～11時30分

対 象：・伯耆町の住民で3ヶ月間参加できる方
・高血圧、心疾患のない方 医師の許可が必要な場合があります



定 員：15名

利 用 料：2,600円 初回教室時に徴収します。
(別途、ゆうあいパル利用料が教室1回につき300円必要です。)

持 ち 物：水着、スイミングキャップ、タオル、利用料
(希望される方は教室終了後、温泉に入浴することができます)

申込期限：9月7日(金)

参加者の決定方法について

：広く町民の方に利用していただく為、申込多数の場合には、参加回数（過去3年の期間）が少ない方から順に決定することとします。また、今までの参加回数が同回の場合には、抽選により決定とします。

【申込・問合せ先】総合福祉課健康増進室 68-5536

平成19年秋季農作業労働標準賃金が決まりました

作 業 名		標 準 額 (消費税込み)	摘 要	
一般農作業(男女共)		6,900円	8時間労働賄いなし	
耕 う ん	整 備 田	6,400円	10a当たり	状況の悪い所は、適宜加算する。
	未 整 備 田	7,000円		
稲	整 備 田	7,200円	10a当たり	紐代含む。 倒伏田・湿田等状況の悪い所は、話し合いにより適宜加算する。
	未 整 備 田	8,200円		
刈	整 備 田	15,600円	10a当たり	紐代含む。 倒伏田・湿田等状況の悪い所は、話し合いにより適宜加算する。
	未 整 備 田	18,600円		
稲 脱 穀	ハーベスター	8,200円	10a当たり	倒伏田・湿田等状況の悪い所は、話し合いにより適宜加算する。
も み 運	岸本地区	6円	1kg当たり	
	溝口地区	6円		

【問合せ先】伯耆町農業委員会 ☎62-0715

時効により支給されなかった年金も支払われます

今までは年金記録が訂正された結果、年金が増額になった場合でも、直近の5年間分のみさかのぼって年金が支給され、それ以前の期間については時効消滅として支給されませんでした。

このたびの年金時効特例法の成立により、時効消滅部分も含め全期間さかのぼって支給されることになりました。

【具体例】60歳から年金を受給していた方で、71歳で年金記録が訂正され、年金が増額となった場合

	60歳	66歳	71歳
今まで	5年を超える分は、時効消滅		増額分は5年間分をさかのぼって支払
これから	全期間さかのぼって支払		

【対象となる方】

1 既に年金記録が訂正されている方

年金記録の訂正により年金額が増えた方

(年金の時効消滅分が全期間さかのぼって支払われます)

年金記録の訂正により年金の受給資格が確認され、新たに年金をお支払することとなった方

(年金の時効消滅分が全期間さかのぼって支払われます)

上記 や に該当する方が、亡くなられている場合には、そのご遺族の方

(未支給年金の時効消滅分が支払われます)

2 今後、年金記録が訂正される方

今後、年金記録が訂正された結果、上記 ~ と同じように年金額が増える方

(増額された年金や未支給年金が全期間分支払われます)

【手続きの方法】

年金証書または振込通知書など基礎年金番号・年金コードが確認できるものと振込みを希望される金融機関の預金通帳を持って米子社会保険事務所におでかけください。

なお、既に年金記録が訂正されている年金受給者には、手続き用紙を9月以降に順次発送します。

代理の方が手続きされる場合は、代理の方の本人確認ができるもの(運転免許証など)と委任状を持参してください。

【問合せ先】米子社会保険事務所 ☎34-6111

ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165